

神戸交通労働組合本部との交渉議事録

1. 日 時：令和元年 11 月 26 日（火） 18:00 ～ 18:30
2. 場 所：神戸交通労働組合本部会議室
3. 出席者：（当局）職員課長、職員係長
（組合）書記長、書記次長
4. 議 題：病気休職の取扱いの見直しについて
5. 議事要旨：別紙のとおり

対局交渉

2019. 11. 26 / 18 : 00 ~

1. 病気休職の取扱いの見直しについて

【当局】令和2年1月1日より、神戸市において病気休職の取扱いが見直しとなっている。交通局においては、今後、診断書に休業期間を明記してもらうことにより、休職発令を行う際は期間を定めて発令することとしたい。

また、現在休職中の者については、休職期間を令和2年2月29日までとし、休職期間を更新する場合は、休業期間を明記した診断書を提出してもらい、2月中に開催する衛生管理審査会において審査したうえで、3月1日から診断書の休業期間を限度に休職を更新する。その際に、休職給は見直し後の取扱いを適用することとしたい。

休職手続きについて、病気休暇の取得日数が30日目（または60日目）に到達した時点で、所属長より休職勧奨を行い、その際、休職の意思があった者については、休職願及び休業期間が明記された内申用診断書を提出してもらい、衛生管理審査会において休職期間を決定することとしたい。

なお、休職期間を延長する者についても、休職満了月の衛生管理審査会までに、再度、休職願及び休業期間が明記された内申用診断書を提出し、衛生管理審査会の決定に基づき、診断書に記載された休業期間を限度として更新することとしたい。

【組合】現在休職中の者について、期限を令和2年2月29日としているが、なぜか。

【当局】市長部局においては、見直し前の取扱いとなる12月1日の休職発令の者について、経過措置の適用が2月29日までとなっており、3月1日から見直し後の取扱いとなるため、その基準に合わせたものである。

【組合】病気休暇の取得が30日目に到達した時点で休職勧奨をするとしているが、病気休暇の最大取得日数は90日で問題ないか。

【当局】問題ない。

【組合】内部協議する。